

1 ホルムアルデヒドの法規制に対する当院
2 の対応

3
4 ○三橋 涼子(千葉市立青葉病院)

5
6 **【はじめに】**ホルムアルデヒド(以下FA)は以前から
7 発がん性物質であることが指摘されている。これを
8 踏まえ、特定化学物質障害予防規則(特化則)に関し
9 て、FAを特化則第3類から特定第2類へ変更、管理
10 濃度未設定から0.1ppmに設定し、罰則規定を設ける
11 等の改正が行われた。この改正は平成20年3月1
12 日に施行・適用されたが、対策のための設備・体制
13 整備のために1年間の猶予期間を設けており、平成
14 21年3月1日より包括的な規制が施行される。この
15 法改正に対する当院の対応の現状、問題点等を述べ
16 る。

17 **【現状】**法改正に関して病理医が院長に相談、当院
18 事務局は工事見積もりを取る等の対応を始めた。し
19 かし一方で10月初旬に厚労省の担当者に直接問い
20 合わせをしたところ、医療現場における規制につい
21 てはまだ詳細が決まっていないとの回答であった。
22 そのため11月現在、病院としてどの程度の対策をと
23 るべきか判断に困っている。千葉市としても10月中
24 旬に職員課よりFAを扱う人数の調査がなされた程
25 度で、殆ど何も決まっていない状態である。病理検
26 査室としては、光触媒を用いた環境浄化装置のデモ
27 を行い検知管によるFAの簡易濃度測定を行ったが、
28 その装置のみでは基準の0.1ppm以下にするのは困
29 難であろうという結果を得ている。

30 **【問題点】**早急に対応をしたいところではあるが、
31 当院は公的な病院であり、厚労省からの正式な通達
32 がなされないため行政側が対応できておらず、対策
33 をとりたくても予算が無い。工事のための費用は来
34 年度分予算で計上するしかなく、また対策の内容が
35 決まり予算が取れたとしても、予算執行の時期や工
36 事期間を考慮すると対策が完了するまでにかかりの
37 時間がかかることが予想される。

38 連絡先：043-27-1131 内線 2234

39